

令和5年度第3回
朝霞市情報公開・個人情報保護審議会議事録

令和6年1月22日

市長公室 市政情報課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	第3回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会	
開催日時	令和6年1月22日（月） 午前10時00分から 午前10時36分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 第1委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 個人情報取扱管理簿届出書（新規分の取りまとめ） ・資料2 個人情報取扱管理簿届出書（変更分の取りまとめ） ・資料3 朝霞市情報公開条例 改正部分抜粋（新旧対照表） 	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

令和5年度第3回

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会

令和6年1月22日(月)

午前 10時00分から

午前 10時36分まで

市役所別館2階 第1委員会室

1 開 会

2 配付資料の説明

3 議 題

(1) 新規・変更事業の報告について

(2) 情報公開条例の改正について

(3) その他

4 事 務 連 絡

5 閉 会

出席委員（10人）

会	長		加 藤 隆 之
副 会	長		宮 原 均
委	員		照 屋 彰 夫
委	員		プラット ゆき
委	員		北 條 清 美
委	員		本 田 麻希子
委	員		牧 野 正 明
委	員		山 内 善四郎
委	員		山 田 正 志
委	員		渡 部 竜 二

事 務 局	市長公室次長兼市政情報課長	奥 山 雄三郎
事 務 局	市政情報課長補佐	大井田 和 恵
事 務 局	市政情報課市政情報係長	辻 哲 弥
事 務 局	市政情報課市政情報係主任	小曾根 由 香

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○加藤会長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、令和5年度第3回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

本日、傍聴者は、いらっしゃいますか。

○事務局・小曾根主任

いらっしゃいません。

○加藤会長

現在いらっしゃらないとのことですが、この後、傍聴者が来た場合は、随時入室していただきますので御了承ください。

それでは、審議に入る前に、事務局から報告事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

審議に先立ちまして、事務局から報告申し上げます。

議会選出委員でありました、かしわや勝幸委員と外山まき委員に代わりまして、新たに本田麻希子議員、渡部竜二議員が委員となりましたので御紹介させていただきます。

恐れ入りますが、本田委員、その次に渡部委員から御挨拶を頂戴したいと存じます。

それでは、本田委員からよろしく申し上げます。

○本田委員

皆様、こんにちは。

12月3日の市議会議員選挙で当選となりました、本田麻希子と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

続きまして、渡部委員、よろしく申し上げます。

○渡部委員

皆様、こんにちは。

先日の選挙で初当選いたしました、渡部竜二と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

ありがとうございました。

本田委員、渡部委員が今回初めて出席されておりますので、ほかの委員の皆様からも簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、加藤会長からお願いいたします。

○加藤会長

東洋大学の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○宮原副会長

同じく、東洋大学の宮原と申します。よろしくお願いいたします。

○牧野委員

牧野と申します。よろしくお願いいたします。

○山内委員

山内です。よろしくお願いいたします。

○山田委員

山田と申します。よろしくお願いいたします。

○照屋委員

照屋と申します。よろしくお願いいたします。

○プラット委員

プラットと申します。よろしくお願いいたします。

○北條委員

北條です。よろしくお願いいたします。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

報告は、以上となります。

◎2 配付資料の説明

○加藤会長

それでは、次に、配付資料の確認と本日の予定について事務局から御説明をお願いします。

○事務局・大井田課長補佐

それでは、配付資料の確認に入らせていただきます。

委員の皆様には事前にお送りした会議資料ですが、まず次第、それから資料1、資料2、資料3、こちらを事前に郵送でお送りしています。

不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。

それでは、次に本日の予定についてでございますが、会議次第3、議題を御覧ください。

(1)の「新規・変更事業の報告について」から、(3)「その他」となっております。その後、会議次第4の「事務連絡」となります。

最後に、本日の審議会におきましては、会議録作成のため、御発言される際には、お名前を先におっしゃっていただき御発言いただきますようお願いいたします。

配付資料と本日の予定については、以上でございます。

それでは、加藤会長に議事の進行をお願いします。

◎3 議題 (1) 新規・変更事業の報告について

○加藤会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、議事の進行に御協力をお願いします。

まず、「議題(1) 新規・変更事業の報告について」、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・小曾根主任

それでは、資料1を御覧ください。

個人情報取扱管理簿について、新規分として提出された届出書をまとめたものです。

1ページ目、一つ目の「朝霞地区4市共用火葬場設置検討事業」は、4市で構成する朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会において、事業を進めるに当たり、自治会町内会に周知を行うため、地域づくり支援課の「自治振興事業」から目的外利用を行い、各自治会等の代表者の氏名や住所等を収集しました。

次に、その下の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業」を御覧ください。

こちらは、住民税非課税世帯などの低所得世帯に対する3万円の給付金支給事業を行うため登録したものです。

給付を行うに当たり、課税状況の確認や、朝霞市の住民基本台帳に基準日に記録されている者であるかを確認する必要があるため、「市民税等賦課事業」「住民基本台帳管理事業」から目的外利用を行いました。また、申請者の情報の入力作業や、封入・封緘作業について委託を行いました。

続きまして、3ページを御覧ください。

ここから三つ同じ内容のものが続くので、まとめて御説明します。

まず、「障害者生活支援事業」、次の「自立生活支援事業」、4ページ目の「妊娠・出産包括支援事業」、こちらの三つは、障害者手帳や難病受給者証等を交付されている方、高齢者、妊産婦やけが人等のうち、歩行が困難な方々の駐車スペースを確保しやすくすることを目的として、埼玉県思いや

り駐車場制度利用証の交付を開始することになり、登録をしたものです。

申請書に記入して提出してもらうことにより、「障害の有無・程度」「傷病名」「介護の有無・生計関係」「出産予定日」等を収集します。

また、これらの情報を埼玉県に提出し、交付状況の報告を行います。

続けて、変更届について御説明しますので、資料2を御覧ください。

一つ目は、「総合計画策定事業」です。こちらは、朝霞市総合計画審議会委員選任のため、目的外利用の収集先を追加したものです。

次に、「ふるさと応援基金積立事業」は、オンラインワンストップ申請の受付を開始することに伴い、寄附者の管理方法をシステムの利用に変更し、委託先を追加したものです。

続きまして、「福祉相談事業」は、「家計改善支援事業」を開始したことにより、委託先を追加したほか、家計改善支援員の情報を収集するものです。

2ページを御覧ください。

こちらの「生活保護事業」は、紙ベースで行っている資格確認や医療券の発行などについて、令和6年3月から医療扶助オンラインを利用するため、変更登録を行ったものです。

最後に、「特別支援教育事業」は、市内小学校に在籍する医療的ケア児に対して必要な医療行為を行うに当たり、訪問看護ステーションと看護師派遣委託契約を締結し、氏名等の個人情報を渡すため、変更登録を行いました。

新規・変更事業の報告については、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの新規・変更事業の報告について、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

○本田委員

初めてなのでお伺いしたいのですが、資料1の1ページ目の下段の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業」というのがありまして、こちらが、プッシュ型といって今まで支給した方の口座番号だとかそういった情報は、こちらでもう把握していて、改めて収集するわけではなくて、持っている状況だと思うのですが、その管理については、担当課はどのように行っているのか、情報漏えいの危険性をどうやって防いでいるのかをお伺いしたいと思います。

また、外部委託をしているので、委託先の情報管理についても、こちらの市政情報課から担当課に仕様書等で確認しているのかもしれませんが、委託先の個人情報の保護については、どのようなことを伝えているのか、管理はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○事務局・辻係長

こちらの事業に関しては、給付の事業自体を委託しているものと考えているのですが、委託する契約書の中に個人情報の特記事項を入れて、管理を行っていただくという形で契約を結んでいます。

事業自体は市役所の中の会議室で行っていると思いますので、そこに基本的に市の職員がいる形になっているかと思っておりますので、そういった形で管理していると認識しております。

以上です。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

○本田委員

資料2の「福祉相談事業」で「家計改善支援事業」が始まっていますが、こちら相談なので、収集対象の情報に、もしかしたら要配慮個人情報が入ってくる可能性があるのではないかとと思うのですが、それは特に届出というか、こちらから要配慮個人情報についての収集はしないとか、したらどうするかという話はなかったのでしょうか。

○事務局・辻係長

今回の変更に関してですが、家計改善支援員という、こちらの作業をやっていただく方の資格とかそういったものを確認するという意味での収集になりますので、今回収集する項目の中に要配慮個人情報が入っていないような形になっています。

事業自体には、恐らく入っているかと思うのですが、そういった場合の管理というか、そういったものはしっかりしていただいているかとは思いますが、今回の対象ではありません。

以上です。

○本田委員

働いている人の側ということですか。

○事務局・辻係長

そうです。

○本田委員

分かりました。

○加藤会長

ほか、いかがですか。

○牧野委員

今回の内容については、特に意見はないのですが、最近心配していますのは、今回もたくさん出

ていますけれども、市における外部委託が最近非常に多くなっているような気がしてならないわけです。全ての情報の漏えいの問題が、この外部委託先にあることがかなり散見されます。

朝霞市としては、外部委託しなければいけないのなら、それはそれで結構なのですが、その辺りの基準、それから何か起こったときの損害賠償など契約上の責任を紙面できちんとして取っているのかどうか。そういうところをやはりしっかりしないと、心配な面があります。今回だけではなく、市における外部委託が最近非常に多くなっている気がしてなりませんので、その点について確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

外部委託につきましては、やはり専門的な業務が増えてきているという部分と、今回のような国が行う給付事業といった、様々な事務が増えているということで委託先も増加している傾向にあります。

まず、委託をする際に、委託先の安全管理基準等については、事前チェックするような形をしております。また、特記事項を設けておまして、その中で委託先の個人情報の取扱いについての確認事項等も入れておりますし、また実地あるいは書面ですと、委託先の個人情報の安全性の管理を確認するという事も実施しております。

先ほど御指摘がありました補償の部分につきましては、やはり特記事項の中で、委託的にかしがあった場合については、その部分について補償をいただくというような内容で契約を結んでいるような状況になっております。

○牧野委員

もう一つ、外部委託先に対しての監査機能はあるのですか。契約上、やれば全て終わりだとすると、その後は誰もノーチェックになるわけです。何か不祥事が起こらない限り、分からない状態になりますので、市として外部委託先の信用性の問題もありますから、その辺りを確認する制度はあるんですか、ないんですか。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

外部委託先の監査の制度というものが庁内に確立されているかといいますと、特に、統一的な制度としての確立はされておられません。ただし、先ほど申し上げました特記事項の中で、その業務内容を把握している担当課において、安全管理措置、あるいはどのような保護措置がとられているかという確認は行っておりますし、また、その確認が実際に担当課で行われたかどうかについては、私たち市政情報課の方で今後把握するような形で考えてはおります。

○本田委員

今の件で、もしよかったですら先生方にお伺いしたいのですが、こういった自治体の外部委託事業が非常に増えている中で、委託先の個人情報の管理について先進的な取組をしている自治体や、こんな取組をして漏えいを防いでいる、あるいはリスクをなるべく減らしているという事例を御存じであれば、御紹介いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○加藤会長

これは、恐らく個人情報保護法が全面的に地方公共団体に適用されるようになって、本来であれば、国の方で委託する基準や何かを示せば、地方公共団体としては楽だと思うんですね。ある意味、その基準に乗るということができるので。ただ、やはりケースバイケースなんですよ。だから、非常に一律の基準を示すのが難しい。

同時に、例えば省庁によっては、プライバシーマークを取っている所しか委託してはいけないという基準でやっているところもあるんですよ。ただ、プライバシーマークは、かなり普及はしてきているのですが、現実問題、持ってないところもいまだにたくさんあるんですよ。そうすると、それを条件にしてしまうと、なかなか委託先が見付からないということにもなりかねないので、これも難しく。しかし、プライバシーマークをもし持っていてくれば、プライバシーマークは大体2年間で更新なんですよ。だから、2年間ごとにきちんとその事業所はやっていますかというチェックはしてくれるんですよ。そうすると、市の負担は、ある意味非常に減るんですよ。ですから、それにすれば一番手間が省けるのですが、それで全部事業者が見付からないということもやはりあったりして、国の方も非常に苦慮しているんですよ。

ですから、今、現実的に使われているのは、基本的には、やはり契約で縛るという形なんですよ。契約で縛ってあれば、当然、契約違反があれば損害賠償請求は地方公共団体の方からできますので、一応契約で縛っていただければ大丈夫と。

申し訳ないのですが、もし漏えいが起きてしまった場合のほとんどのケースは、悪意の第三者が介入してしまっているケースなんですよ。つまり、勝手に持ち出されてしまうとか、これは、どんな契約で縛ってもプライバシーマークの制度をどんなに頑丈にしても、もう防げないですね。結局、内部で本当に悪意の人がいるとき、システム的になるべくそういうことができないようにするという努力は、みんなするんですよ。しかし、やはり100%は無理ですね。現実問題でいうと、やはりそこまでは難しいのかなというのが現実のところですよ。

ですから、私も昔、問題にしたことがあるんですよ。要するに、市の中である程度の外部委託の基準はやはりあった方が良くはないかと。やはり、外部委託は少し怖いので、それは今回だけの問題ではなくて、全体として多少大雑把でもいいので、基準があったら安心かもしれないです

ね。それこそ、議員の皆さんと市の職員の皆さんが、ここだけではなくて、決めなくてはいけないことかなという気は、少ししていますね。ほかの地方公共団体で、半年に1回、職員が現地に見に行くようにとしているところもありますね。ただ、それが、どれぐらい実効性があるかは、結構難しいですね。

○本田委員

ありがとうございます。

○加藤会長

ほか、いかがですか。何でも、もし気になることがありましたら。

よろしいですか。

◎3 議題 (2) 情報公開条例の改正について

○加藤会長

次に、議題(2)「情報公開条例の改正について」、事務局からお願いします。

○事務局・辻係長

それでは、資料3を御覧ください。

朝霞市情報公開条例につきまして、実施機関のうち「朝霞市土地開発公社」が、令和5年6月に埼玉県知事により解散の申請が認可されまして、清算手続も完了しましたので、第2条(定義)の実施機関から「土地開発公社」を削除いたします。

この条例改正の議案については、令和6年第1回議会に提出します。

なお、土地開発公社の文書に関しては、事務局である道路整備課に引き継がれ、公開請求の請求先の実施機関は、市長となります。

情報公開条例の改正については、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの情報公開条例の改正について、何か御意見等ございますでしょうか。

○本田委員

今、土地開発公社で保管していた個人情報、道路整備課に引き継がれるというお話がありましたが、ものによって違うかもしれませんが、保存年限はどのぐらいになるのでしょうか。ずっと永遠に取っておかなければいけないものまでありそうなのかどうか、調査が進んでいけば教えてください。

○事務局・辻係長

土地開発公社の保存年限に関しては、今ぱっと出て来ないのですが、保存年限が全部一緒にはなっていないかと思いますが、1年保存から11年以上の永年保存まで、どの種類がどれくらいあるか分からないのですが。一種類の保存年限だけではなくて、様々な種類があったかと思えます。

今それしか分からなくて申し訳ないのですが、以上です。

○事務局・奥山市長公室次長兼課長

補足としまして、土地開発公社は解散したのですが、その理由としましては、活動状況がほとんどなかったということなんですね。やはり、土地開発公社、金融機関から借入れをして土地を先行取得するというので、それが塩漬けの土地になって、市の不良財産になってしまうという問題が、過去に他市でも多く見られましたので、朝霞市においては、土地開発公社は存在していたのですが、ほとんど活用されていなかったという状況です。ですので、今回ここで廃止ということになっております。

ただ、先ほどの保存年限については、細かい部分はお答えできないのですが、例えばそういった過去に存在していたということで、歴史的な文書という扱いで、今後、文化財課と協議して残していくということは、少し考えられるのかなというふうには思っております。

○本田委員

決まっている規則等で破棄される場合もあると思うのですが、ほかの状況については、道路整備課にきちんと整備してもらうようにということをお願いしたいかなと思ったのでお聴きました。お願いします。

○加藤会長

制度の建て付けで確認だけなのですが。情報公開条例だから、個人情報が入っているというわけではない。個人情報が入っている場合は、個人情報保護法の方で公開するのでしょうか。

○事務局・辻係長

そうですね。自分の情報であれば、保有個人情報という形で個人情報保護法の適用になります。

○加藤会長

そうですね、それ以外のものだったら情報公開ということですね。

○事務局・辻係長

そうですね、情報公開です。

○加藤会長

個人情報保護条例の方は、改正が終わっていて、今回、新たに情報公開の方が残っていたのでと

いうことでしょうか。

○事務局・辻係長

そうですね、土地開発公社が残っていたので。

○加藤会長

分かりました。

制度の建て付けで確認だけです。

ありがとうございました。

ほか、いかがですか。これは、よろしいかなと思いますので。

そうしましたら、これも終わりましたので次の議題にまいります。

◎3 議題 (3) その他

○加藤会長

次に議題3の「その他」について、事務局からお願いします。

○事務局・辻係長

議題3の「その他」についてですけれども、前回の審議会で、宮原副会長から御指摘がありました、傍聴者によるメモの作成とその取扱いについてですが、本市では、「情報公開条例」や「会議開催・公開に関する指針」の中で、会議は、原則として公開することや、傍聴者によるメモの作成も認められています。これは、市政への市民参加を促したり、市政の透明性を確保することを目的としています。

また、委員の皆様の職については、非常勤特別職という公務員になります。公務員の職務遂行に伴う氏名等は、市政の公正さと透明性を確保する観点から、原則として非公開情報から除外することが「情報公開条例」でも定められておりました、さらに、「会議開催・公開に関する指針」において、会議での発言内容は会議録に記載し、公表することとしています。

一方で、メモを用いた傍聴者の意見や見解をSNSなどで発信することについては、表現の自由として広く社会一般で行われています。

こうした状況を考えますと、事務局としましては、傍聴に係るメモの作成とその活用については、何らかの制限を課すというのは難しいと考えております。

なお、傍聴者の著しい事実誤認や、特定の委員を誹謗中傷するといった行為に及んだ場合には、事務局が会長・副会長と相談の上、情報公開・個人情報保護審議会として発信者に対し訂正を求めるなどの対応を図ってまいります。

その他については、事務局からは以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、今の点につきまして、皆様御意見いかがでしょうか。

公開して、メモも認めてよろしいでしょうか。

○宮原副会長

私が問題提起をさせていただきましたので、ごく簡単に補足的なことをお話させていただきたいと思えます。

まずメモについて、今、御説明がありましたように、これは広く許されているのだという話、そのとおりだと思います。これはなぜかという、公開をしている以上、公開の中で何が行われていたかということメモして、それを持ち出してどうのということももちろんありますが、その会議の中身を知るとき、私たちのメモの機能というものが、それを記録に残すということもちろんあるのですが、メモを取りながらその内容を知ることが非常に大事で、もしメモを取らなかったら、そこで行われていることについて十分理解ができないだろうということだと思えますよね。ですから、公開をする場合にメモを取らせるということは、これは、当然のことだということがあるかと思えます。

ただ、問題になりましたのは、個人情報といいますかプライバシーの問題で、まず、出席されている委員の方々、傍聴席からパネルが見えますので、そこでメモを控えて誰が何を言ったのかということは、当然、傍聴者は知ることができ、それを市の中で、SNSか何かでしたら全国的に広がる可能性はありますよということで、委員の皆様から少し不安ということが懸念される意見が出たと思えます。

ですが、今の御説明の中からは、そのとき会長からも御説明がありましたように、非常勤の形ですけれども公務員だということなので、ある程度、自分の意見には責任を持たなければいけない。そして、自分が発言したことに対して批判等がある。それは、当然受け入れなければいけないという、それが基本的な原則であるということの御説明があったと思えますね。

そして、今、事務局から御説明がありましたように、ただし、自分の発言に責任を持つ、それに対しての批判を受ける、そのことと誹謗中傷ということはまた別次元なので、別次元の段階になった場合には、これは、やはり個人としてもそうですけれども、市役所として朝霞市として、やはり対応しなければ、委員になられる方が今後いなくなってしまうということもある。ですから、そこで当然公開して、委員の皆さんは意見に責任を持つということと同時に、それに対する批判等について、限界が難しいのですが、誹謗中傷、脅迫、そういうようなことをきちんと見極めた場合には、市としてもはっきり対応するんだということが明確になっている必要があるかなということ

を思いました。

今、事務局からの御説明でも十分それに市としては対応するんだというお話がありましたので、それは、話の方向としては非常に良いと思うのですが、もう少し明確な形で公開をしていますよと、批判、御意見等を、当然だけれどもそれに対しては、やはりマナーを守ってもらわなくては行けない。マナー違反があった場合には、市として厳重に対応するんだという姿勢が見える形は、必要だと思います。

具体的に何をもって誹謗中傷とするか、限界点が難しいんですよね。激しい議論になったり激しい批判が出て、それを受け止めなくては行けないということも当然ですが、どの時点から誹謗中傷、脅迫というようなことになるのか。限界点は難しいですけども、基本的な考え方としてはこうだということは、しっかり打ち出す必要があるかなというふうに思いました。

もう一点なのですが、委員の皆様とは関係なく、議題の中でもし個人のプライバシーに関わるような問題が出てきた場合にどうなるか。私は、そのときに、まず、第1次的には事務サイドの方で資料を作成されるときに、特定の個人があからさまになるようなことがあったら、それについては対応して若干のフィルターを掛けたりとかいうことが必要ですし、それからこの場合には、会長が御負担になるかもしれませんが、議論の流れの中で、もし傍聴されている方がいらっしゃいましたら、少し待ってもらい、今日は、傍聴者もいるので、これは、特定の個人に関わる問題なので傍聴者の退席を求めるとか、あるいは、委員の皆様には、傍聴者もいらっしゃいますので、問題としてはいいんですけども、特定個人があからさまになるようなところは、そこを伏せてくれというようなことを議事進行の中で柔軟に対応できるようなことができたらいいのではないかと思ったということです。

この2点ですね、補足的なことを言わせていただきました。

○加藤会長

個人情報については、どうしても役所の側とか皆さんとか、何となく勘違いする人が結構いて、絶対保護した方がいいといったことを言う人がいるのですが、権利で絶対的なものはないんですよ。必ず、それを提供しなくては行けない場面もありますし。ですから、個人情報保護法にも、保護と利用と両方書いてあるんですね。

個人情報とプライバシーを混同している人がいますが、両者は違いますから。その違いを何も分からないのに、個人情報はプライバシーだと平気で言う人がいるのですが、違いますから。

これは、両者違いますので、個人情報は非常に難しいんですよね。プライバシーとはちょっと違いますから。やはり、表に出さなくちゃいけない場面もたくさんあるんですよ。ですから、皆さん、今お名前出していますよね。

宮原副会長もおっしゃっていましたが、当然、誹謗中傷は全然別の話ですから。これは、別の意味で戦わなくてははいけませんよね。そういう人はいますからね、どこ行ってもね。ただ、この審議会に関しては、そんな危険なテーマは、幸いないですから、もっとほのぼのした感じでいいと思いますけれども。余りガチガチにしなくてもいいのかなと思います。

感想でも、何かあったらどうぞ。

よろしいですか。大丈夫ですか。

そうしましたら、本日の議題については全て終了しました。

◎4 事務連絡

○加藤会長

次に、次第4の「事務連絡」について、事務局からお願いします。

○事務局・大井田課長補佐

今年度の会議につきましては、今回で最後となります。

次回の会議につきましては、来年度、令和6年4月以降に開催したいと考えております。日程につきましては、会長、副会長と御相談して改めて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務連絡は、以上でございます。

◎5 閉会

○加藤会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第3回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

本日は本当にお忙しい中、ありがとうございました。